

海外O T Aを活用した連携事業実施業務委託に係る プロポーザル応募要領

1 目的

本県が重点市場として位置付けている、繁体字圏（台湾・香港）からの個人旅行者を獲得するため、個人旅行者が旅行予約を行う上で主要な手段の一つになっている海外O T Aを活用した取組みを実施することで、個人旅行者の取りこぼしを防ぎ本県への宿泊予約の増加を図る。

本要領は、海外O T Aを活用した連携事業を行う者を選定するために実施する企画提案の応募について、必要な事項を定める。

2 委託業務の概要

(1) 業務名称

海外O T Aを活用した連携事業実施業務

(2) 業務内容

別添仕様書のとおり

(3) 委託期間

契約締結日から令和6年3月15日（金）までとする。

(4) 予算限度額

7,700,000円（消費税及び地方消費税を含む）

(5) 委託経費の支払条件

契約期間終了後、効果検証資料等を記載した業務報告書を提出し、検査に合格したときは、委託者に委託料の支払いを請求することができる。

委託者は、正当な委託料の請求があったときは、支払い請求書を受理した日から30日以内に当該委託料を受託者に支払うものとする。

3 応募資格

この企画に応募できる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定するものでないこと。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当して一般競争入札又は指名競争入札に参加させないこととされている者及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者でないこと。
- (3) この公募の日から企画提案書の提出までのいずれの日においても「山口県の業務委託及び物品調達等に係る競争入札等参加停止措置要領」に基づく参加停止を受けていないこと。
- (4) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされていないこと。
- (5) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体、暴力団若しくは暴力団員の統制の

下にある団体ではないこと。

4 失格事項

次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- (1) 当該手続きの参加資格を有しないとき。
- (2) 提案書を期限までに提出しないとき。
- (3) 提案の内容が最低限の要求水準を満たしていないとき。
- (4) 提案書の重要事項が適切に記述されていないとき。

5 企画提案手続き等に関する事項

(1) 企画提案への参加意向確認

この要領に基づく企画提案の参加意向について、「企画提案参加意向確認書」（別紙様式1）及び「会社概要」（様式任意 既存のパンフレット等可）を令和5年5月31日（水）午後5時までに、下記あてに提出すること（電子メール可。ただし、必ず、送信後、電話で確認を行うこと。）。

一般社団法人山口県観光連盟 担当 阿座上

〒753-8501 山口市滝町1-1

山口県観光スポーツ文化部インバウンド推進室内

電話：083-933-3230

E-mail：yamaguchi.inbound@pref.yamaguchi.lg.jp

(2) 企画提案の方法

応募資格を有し、応募を希望する事業者は、次に掲げる書類を7部（正本1部、副本6部）提出すること。

- ①企画提案提出書（別紙様式2）
- ②企画提案書（任意様式）
- ③協力会社の概要（別紙様式4）
- ④見積書（任意様式）
- ⑤参考資料（企業としての特性を示す資料）

(3) 企画提案書の提出方法及び提出期限

5(2)に掲げる書類を令和5年6月12日（月）午後5時までに、持参又は郵送により提出すること。（提出先は5(1)に同じ。）

(4) その他

- ①提案は、1業者につき1提案とする。
- ②書類作成などの提案に要する経費は応募者の負担とする。
- ③この要領に基づき提出された提案書類については返還しない。
- ④提出された書類内容の追記及び修正は認めない。

6 参加辞退届

企画提案参加意向確認書の提出後であっても、企画提案書の提出前であれば

「参加辞退届」(別紙様式5)の提出により、辞退することができる。

7 企画提案書等の審査及び結果の発表

(1) 審査方法

審査は、審査委員会が評価点方式により順位付けを行い、最高得点を獲得したものを特定する方法とする。なお、応募が1者の場合でも審査を行うものとする。

(2) 評価項目

以下の基準により総合的に評価を行うこととする。

審査項目	審査項目
業務内容の理解度	事業の趣旨、事業目的について十分理解されているか。 本県の現状及び課題についての認識が的確か。
提案内容の優良性	提案内容は、仕様書の記載内容がしっかりと反映されているか。
	提案内容は、具体性、妥当性、実現可能性を伴っているか。
	成果指標の設定および検証方法が適切であるか。
提案内容の独創性	独自の発想に基づく提案内容が含まれているか。 宿泊予約を促進する提案内容が含まれているか。
業務遂行の安定性	業務遂行の実施体制は適切か。 業務工程ごとのスケジュールは適切か。
経済性	業務目的、内容に即した適切な経費が計上されているか。 経費内訳は明確かつ適切に記載されているか。
専門的知識	業務を遂行するために必要十分な専門的知識を有しているか。

(3) ヒアリング

審査委員会が必要と認めるときは、電話及び面談によりヒアリングを実施する場がある。また、必要に応じて、追加資料の提出を求める場がある。

(4) 審査結果の通知

審査結果は、提案者全員に対して文書により通知する。

8 質疑と応答

この要領に関する質問について、「質問書」(別紙様式3)を令和5年6月2日(金)午後5時までメールにより受け付ける(宛先は5(1)に同じ)ものとし、回答は、個別の質問の場合を除き、「企画提案参加意向確認書」(別紙様式1)を提出した者全員にメールにて行う。

なお、当該回答文書は、この要領を追加または修正したものとして扱う。

9 契約の解除

契約締結後であっても、次の場合には契約を解除し、委託事業者を変更することがある。

- (1) 提案書など提出書類に虚偽の記載が明らかになった場合
- (2) 事業者に重大な瑕疵がある場合
- (3) 業務執行の意思が認められない場合
- (4) 業務遂行能力がないと認められる場合
- (5) その他、契約を継続するに耐えない事情がある場合

10 成果物の著作権

事業により作成した成果等の著作権は、一般社団法人山口県観光連盟に帰属するものとする。